令和3年第6回片品村議会定例会会議録第1号

議事日程 第1号

令和3年12月3日(金曜日)午前10時00分開議

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 諸般の報告

日程第 4 一般質問

日程第 5 議案第49号 片品村中小企業・小規模企業振興基本条例の制定について

日程第 6 議案第50号 片品村税条例の一部を改正する条例について

日程第 7 議案第51号 片品村国民健康保険条例の一部を改正する条例について

日程第 8 議案第52号 片品村国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

日程第 9 同意第 3号 片品村副村長の選任について

日程第10 諮問第 2号 人権擁護委員候補者の推薦について

日程第11 議案第53号 令和3年度片品村一般会計補正予算(第6号)について

本日の会議に付した事件

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 諸般の報告

日程第 4 一般質問

日程第 5 議案第49号 片品村中小企業・小規模企業振興基本条例の制定について

日程第 6 議案第50号 片品村税条例の一部を改正する条例について

日程第 7 議案第51号 片品村国民健康保険条例の一部を改正する条例について

日程第 8 議案第52号 片品村国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

日程第 9 同意第 3号 片品村副村長の選任について

日程第10 諮問第 2号 人権擁護委員候補者の推薦について

日程第11 議案第53号 令和3年度片品村一般会計補正予算(第6号)について

会議録1号用紙

片品村議会会議録								第 1 日			
令和3年12月3日											
	出席	5議員1	2 名	欠	席議	員 名	ኃ	て員	名		
第	1	番	萩	原	和	典	(出	席)	
第	2	番	狩	野	孝	夫	(出	席)	
第	3	番	鹿	野	_	郎	(出	席)	
第	4	番	千	明	道	太	(出	席)	
第	5	番	北	澤	佳	子	(出	席)	
第	6	番	星	野	古	弥	(出	席)	
第	7	番	千	明		勉	(出	席)	
第	8	番	後	藤	眞	平	(出	席)	
第	9	番	萩	原	正	信	(出	席)	
第	1 0	番	髙	Щ	悦	夫	(出	席)	
第	1 1	番	星	野	栄	=	(出	席)	
第	1 2	番	飯	塚	美	明	(出	席)	

説明のために出席した者の職氏名

村 長 澤 志 洋 梅 村 子 賢 司 副 長 金 原 明 教 育 長 萩 富 務 課 長 秀 和 総 倉 田 住 民 課 長 星 野 孝 行 保健福祉課長 Ш 田 貴 広 農林建設課長 村 学 中 むらづくり観光課長 狩 野 久 良 澤 康 明 教育委員会事務局長 梅 給食センター所長 三 浦 さく 子 会 計 管 理 者 原 澤 博 美

事務局職員出席者

事 務 局 長 戸 丸 権 次 係 長 小 林 由 里

議長(千明道太君) ただいまから、令和3年第6回片品村議会定例会を開会します。 本日の会議を開きます。

午前10時08分 開会

日程第1 会議録署名議員の指名

議長(千明道太君) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、8番 後藤眞平君及び11 番 星野栄二君を指名します。

日程第2 会期の決定

議長(千明道太君) 日程第2、会期の決定の件を議題にします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から12月10日までの8日間にしたいと思います。 ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(千明道太君) 異議なしと認めます。

したがって、会期は、本日から12月10日までの8日間に決定しました。

日程第3 諸般の報告

議長(千明道太君) 日程第3、諸般の報告を行います。

本日までに受理した陳情は、会議規則第91条及び第92条並びに第95条の規定により、お手元に配付の陳情文書表のとおり、所管の常任委員会に付託しました。

日程第4 一般質問

議長(千明道太君) 日程第4、一般質問を行います。

通告に基づき、発言を許可します。

6番 星野吉弥君。

6番(星野吉弥君) はい、議長、6番。

議長(千明道太君) 6番。

(6番 星野吉弥君登壇)

6番(星野吉弥君) おはようございます。

質問に先立ちまして、さきに行われました村長選挙におきまして、梅澤村政の1期目4年間が公平公正な村政運営により村民に信認、評価され、無投票当選されたことと私は思っています。大変おめでとうございました。今後、お体をご自愛の上、4年間という長きに活動をご期待申し上げます。

早速ですが、私も今回6回目の一般質問となりますが、一般質問は、村民の提言や思い、 さらに自分自身の調査や勉強による質問、提言と執行部への肥やしまきだと私は思ってい ます。

質問を受ける村当局側も村民や村にとって必要な提言には行動という種まきをお願いし、 通告に基づき質問をさせていただきます。

(6番 星野吉弥君 質問席に着席)

議長(千明道太君) 村長 梅澤志洋君、答弁席へ願います。

(村長 梅澤志洋君 答弁席に着席)

6番(星野吉弥君) 議長。

議長(千明道太君) 6番。

6番(星野吉弥君) 6番。

それでは、1番の住宅用太陽光発電の普及支援策について、再生可能エネルギー導入促進ということで、現在、利根沼田管内市町村の太陽光発電システムの設置補助金を設けている市町村はどのような状態かお答えください。

村長(梅澤志洋君) 議長。

議長(千明道太君) 村長。

村長(梅澤志洋君) 村長。

ただいまの星野吉弥議員のご質問につきましてお答えをいたします。

利根沼田管内の太陽光発電設置補助金要綱の既設の状況でありますが、本村を除く4市町村において補助金交付要綱を制定し、事業を行っております。

沼田市は、太陽光発電を含め、再生可能エネルギーシステムも対象とした設置について、 平成28年度から補助金を交付しています。

川場村は平成22年度から、昭和村は平成24年度から住宅用太陽光発電システム設置

のみについて補助金を交付しています。みなかみ町についても太陽光発電を含め、高効率 給湯器も対象とした設置について平成23年度から補助金を交付しています。

補助金額については、発電システム出力1キロワット当たりの単価が1万5,000円から3万円、補助限度額は7万円から15万円の範囲で市町村ごとの設定となっています。令和2年度における補助金交付の実績については、沼田市は47件、313万8,000円、川場村は3件、45万円、昭和村は5件、48万8,000円、みなかみ町は8件、77万4,000円となっている状況です。

6番(星野吉弥君) 議長。

議長(千明道太君) 6番。

6番(星野吉弥君) 6番。

大変ありがとうございました。

現況下では、利根沼田管内、全ての市町村が補助金要綱を設けた中で対応しているということですが、国・県は、2050年までの温室効果ガス排出量ゼロ目標を掲げ、促進事業を進めていますが、本村は、今後設置補助の支援策を講じていく考えはありますか、お答えください。

村長(梅澤志洋君) 議長。

議長(千明道太君) 村長。

村長(梅澤志洋君) 村長。

次に、2050年までの温室効果ガス排出量ゼロ目標に伴う片品村の支援策についての ご質問ですが、群馬県は、令和元年12月に2050年に向けた「ぐんま5つのゼロ宣言」 をし、この中に温室効果ガス排出量ゼロを盛り込んでいます。

この宣言については、県内各市町村に表明するよう検討が求められておりますが、35市町村中2市1町2村の5市町村の宣言にとどまっており、利根沼田管内の市町村は、宣言をしていない状況です。

しかしながら、気候変動による自然災害、温暖化の脅威は遠い存在ではなく、現実の問題となっており、また、生態系に深刻な被害をもたらす海洋プラスチックごみをなくすため、水源県「ぐんま」の一翼を担うべく管内市町村と連携を図りながら、「ぐんま5つのゼロ宣言」の表明について検討を進め、併せて太陽光発電システム設置補助金の創設につきましても実施市町村の実情等を確認しながら、本村の状況に即したものとなるよう検討を進めていきたいと考えております。

6番(星野吉弥君) 議長。

議長(千明道太君) 6番。

6番(星野吉弥君) 6番。

ありがとうございます。

設置補助への検討をしっかりとお願いしたいと思います。

続きまして、2番として、村有財産、そのうち山林及び保安林の有効対策への提言です。 そういった中で、令和2年度末における村有の山林面積は142.8~クタール、保安林 は292.7~クタールとなっていますが、植付け樹木、樹木名及び伐採適齢樹木はどの 程度の面積かお答えください。

村長(梅澤志洋君) 議長。

議長(千明道太君) 村長。

村長(梅澤志洋君) 村長。

ただいまの星野吉弥議員のご質問についてお答えをいたします。

村有林内の樹種については、杉、ヒノキ、アカマツ、クロマツ及びカラマツからなる針 葉樹とコナラやミズナラなどの広葉樹となっており、全体の半数以上がカラマツでありま す。

伐採適齢の算出方法は、片品村森林整備計画による標準伐採例を基としていますが、杉が40年、ヒノキが45年、アカマツ及びクロマツが40年、カラマツが45年、その他の針葉樹は60年となっております。また、広葉樹については、用材として70年となっております。

これらに基づいて算出した伐採適齢を超えた樹木の分布面積は、杉が普通林内で5.9 ヘクタール、保安林内で8~クタール、ヒノキは標準伐採齢を迎えた立木はございません。アカマツ及びクロマツは、普通林内が7.1~クタール、保安林内が37.7~クタール、カラマツは、普通林内が28.8~クタール、保安林内が173.1~クタール、杉、ヒノキ、松類以外の針葉樹が、保安林にのみ2.8~クタールほどとなっております。

広葉樹については9.7~クタール、うち保安林内が8.4~クタール、その他普通林内に1.3~クタールとなっております。

6番(星野吉弥君) 議長。

議長(千明道太君) 6番。

6番(星野吉弥君) 6番。

ありがとうございました。

伐採可能面積を集計しますと、保安林を含めた中で、おおむね250ヘクタールが伐採可能ということになりますが、2番として、データによりますと、近年、木材価格は相当高騰し、輸入製品については、2015年度比おおむね237%、また、森林組合からデータを取り寄せても相当値上がり基調にあります。今後、森林組合と連携し、村有林の間伐や伐採適齢材を伐採及び植付け、更新を図り、森林環境譲与税の有効活用を進めてはいかがでしょうか、お答えください。

村長(梅澤志洋君) 議長。

議長(千明道太君) 村長。

村長(梅澤志洋君) 村長。

ただいまの星野吉弥議員の質問についてお答えをいたします。

村有林整備における森林環境譲与税の活用についてのご質問ですが、本村では、森林経営管理法に基づく森林経営管理制度の運営に重点を置いて活用を実施しています。森林経営管理法は、平成30年5月に成立し、翌4月から施行されました。

森林経営管理法に基づく森林経営管理制度は、市町村が主体となって適切に経営や管理が行われていない私有林人工林について、森林所有者に働きかけ等を行うことにより、森林経営や管理の確保を図るための制度です。

森林環境譲与税は、森林経営管理法に基づく市町村の私有林人工林の管理を裏づける財源であり、本村に配分される令和3年度の森林環境譲与税額は1,761万8,000円の予定です。

今後段階的に引き上がる見込みであり、令和6年度からは2,798万2,000円となる予定であります。

現在、森林経営管理制度を進めるに当たり、森林環境譲与税を活用し、林地台帳システム整備や森林所有者への意向調査及び森林境界の明確化調査を実施しているところであります。

村内の私有林面積は2万7,319~クタールであり、制度対象となる人工林は4,903~クタールにも及びます。森林経営管理制度の基本は、意欲と能力のある林業事業体へ再委託を行い、経営管理を実施していきますが、林業経営に適さない森林については、市町村自らが経営管理を実施していく必要があります。

その場合は、森林環境譲与税など、公費を活用して森林整備をする必要があり、森林経営管理制度を進めていくにつれて公費負担の増加が懸念されます。そのため、片品村へ配分される森林環境譲与税は、個人所有の私有林人工林を優先に森林経営管理制度の運営に活用し、村が自ら経営管理を実施しなければいけない場合にも備え、基金へ積み立てる必

要もあると考えております。

しかし、村有林についても、伐採適齢期を迎え、間伐材等の森林整備は必要不可欠であると考えます。そのため、全国の森林環境譲与税取組事例を参考に、自治体間連携による森林整備により、都市部の森林環境譲与税を活用して、村有林の適正な管理が進められるよう検討してまいりたいと考えております。

6番(星野吉弥君) 議長。

議長(千明道太君) 6番。

6番(星野吉弥君) 6番。

ありがとうございました。

村有林も当村の貴重な財産です。伐採可能な山林については森林組合に相談をし、有利な条件での計画的な伐採検討をお願いします。また、今後も適正な管理と森林環境譲与税の有効活用をお願いし、村長への質問を終わります。

次に、教育長にお願いします。

議長(千明道太君) 教育長、萩原明富君、答弁席へ願います。

(教育長 萩原明富君 答弁席に着席)

6番(星野吉弥君) 議長。

議長(千明道太君) 6番。

6番(星野吉弥君) 6番。

教育長には、昨年の6月議会でも同様の質問を行いましたが、高齢者にスマホ教室開催を大きな題目の中に質問として、県内市町村、町村名を申し上げますと、前橋市や嬬恋村で開催を始めたところも見受けられますが、現在、情報通信技術を活用した社会インフラ整備が進み、スマホの利便性の格差解消のためにスマホ教室を開催してはどうでしょうか、お答えください。

教育長(萩原明富君) 議長。

議長(千明道太君) 教育長。

教育長(萩原明富君) ただいまの星野吉弥議員のご質問につきまして、お答えいたします。

ソサエティ5.0の到来など、大きな社会の変革期で、人工知能、いわゆるAIやIOT等の先端技術は高度化し、あらゆる産業や社会生活に取り入れられ、社会の在り方そのものが劇的に変わろうとしています。

現時点で、教育委員会では、高齢者を対象としたスマホ教室の予定はしておりませんが、新型コロナウイルスの感染拡大に伴う対策の1つとして、保健福祉課で令和2年度に実施しました、新たにスマートフォンを購入する高齢者に対して購入費用の一部を補助する、片品村スマートフォン購入費補助金の申請が21件あり、スマートフォンを必要とする高齢者への経済的な支援が行われました。

同時に、保健福祉課では、スマホ教室のような講習会も検討しておりましたが、コロナ 禍における密を避けるための対策がなかなかできず、開催には至らなかったということで す。

現在、スマートフォンを含めた情報通信などのデジタル化を進めている先進的な事例として、いくつかの市町村の取組が新聞等で紹介されておりますが、片品村においても、片品村老人クラブ連合会で定期的に開催されているパソコン教室でスマートフォンの使用方法についての質問が出された場合などには、講師には臨機応変に対応してもらい、高齢者へのスマートフォンの活用指導が行われております。

また、今年に入ってからは、携帯販売会社によるスマホ相談会が4月から9月まで、延べ10日間、道の駅尾瀬かたしなで開催され、端末を含め、相談等の件数は80件を超えたそうです。各方面から高齢者に対するスマートフォンの活用支援が行われているところです。

今後も様々な分野においてデジタル化はますます進んでいくと思いますが、その時々に 必要となる対応や支援に努めてまいりたいと考えておりますので、議員各位の多大なるご 理解、ご協力をお願い申し上げ、星野議員への答弁とさせていただきます。よろしくお願 い申し上げます。

6番(星野吉弥君) 議長。

議長(千明道太君) 6番。

6番(星野吉弥君) 6番。

ありがとうございます。

老人クラブが行うパソコン教室やスマホ相談会での80件に及ぶ相談件数は、それだけ困っている方がいる表れだと私は理解しています。老人クラブ会員は、おおむね750名の会員数だと思います。スマホ教室が望まれているかどうか、アンケートも手段だと思います。生涯学習でも保健福祉課や社協でも結構です。利便性、格差是正へ少しでも後押しできるようお願いをし、私の一般質問を終わります。

日程第5 議案第49号 片品村中小企業・小規模企業振興基本条例の制定について

議長(千明道太君) 日程第5、議案第49号 片品村中小企業・小規模企業振興基本条例の制定についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

村長梅澤志洋君。

村長(梅澤志洋君) 議長。

議長(千明道太君) 村長。

村長(梅澤志洋君) 村長。

議案第49号 片品村中小企業・小規模企業振興基本条例の制定について、提案の説明を申し上げます。

この条例は、中小企業・小規模企業が村における経済の発展に果たす役割の重要性に鑑み、その振興についての基本理念を定め、村の責務、事業者及び商工会の役割等を明らかにするとともに、振興施策を総合的かつ計画的に推進することにより、中小企業等の成長と事業の持続的発展を促進し、地域経済の活性化を図り、村民生活の向上に寄与するために制定するものでございます。

なお、詳細につきましては、担当課長に説明させますので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議長(千明道太君) なお、詳細な説明を求めます。

むらづくり観光課長、狩野久良君。

むらづくり観光課長(狩野久良君) はい、むらづくり観光課長。

(詳細説明)

議長(千明道太君) 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(千明道太君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の討論の発言を許可します。 (発言する者なし)

議長(千明道太君) 次に、原案に賛成者の討論の発言を許可します。

(発言する者なし)

議長(千明道太君) これで討論を終わります。

これから、議案第49号 片品村中小企業・小規模企業振興基本条例の制定についてを 採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(千明道太君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第49号 片品村中小企業・小規模企業振興基本条例の制定については、原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第50号 片品村税条例の一部を改正する条例について

議長(千明道太君) 日程第6、議案第50号 片品村税条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

村長 梅澤志洋君。

村長(梅澤志洋君) 議長。

議長(千明道太君) 村長。

村長(梅澤志洋君) 村長。

議案第50号 片品村税条例の一部を改正する条例について、提案の説明を申し上げます。

住民税、固定資産税の改正については、地方税法の改正に伴い、片品村税条例の一部を 改正するものでございます。

なお、詳細につきましては、担当課長に説明させますので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議長(千明道太君) なお、詳細な説明を求めます。

住民課長、星野孝行君。

住民課長(星野孝行君) はい、住民課長。

(詳細説明)

議長(千明道太君) 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(千明道太君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の討論の発言を許可します。

(発言する者なし)

議長(千明道太君) 次に、原案に賛成者の討論の発言を許可します。

(発言する者なし)

議長(千明道太君) これで討論を終わります。

これから、議案第50号 片品村税条例の一部を改正する条例についてを採決します。 お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(千明道太君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第50号 片品村税条例の一部を改正する条例については、原案のと おり可決されました。

日程第7 議案第51号 片品村国民健康保険条例の一部を改正する条例について

議長(千明道太君) 日程第7、議案第51号 片品村国民健康保険条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

村長 梅澤志洋君。

村長(梅澤志洋君) 議長。

議長(千明道太君) 村長。

村長(梅澤志洋君) 村長。

議案第51号 片品村国民健康保険条例の一部を改正する条例について、提案の説明を 申し上げます。

今回の改正は、健康保険法施行令等の一部が改正されたことに伴い、条例の一部改正をお願いするものでございます。

主な改正の内容は、国において産科医療補償制度の掛金の見直しを踏まえ、出産育児一時金等の支給額を引き上げたことに伴い、出産育児一時金の支給額について改正を行うものでございます。

附則につきましては、第1項は、施行期日を定めるもので、令和4年1月1日から施行するものでございます。第2項では、経過措置を定めるものでございます。

ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議長(千明道太君) 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(千明道太君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の討論の発言を許可します。

(発言する者なし)

議長(千明道太君) 次に、原案に賛成者の討論の発言を許可します。

(発言する者なし)

議長(千明道太君) これで討論を終わります。

これから、議案第51号 片品村国民健康保険条例の一部を改正する条例についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(千明道太君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第51号 片品村国民健康保険条例の一部を改正する条例については、 原案のとおり可決されました。 日程第8 議案第52号 片品村国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

議長(千明道太君) 日程第8、議案第52号 片品村国民健康保険税条例の一部を改正 する条例についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

村長梅澤志洋君。

村長(梅澤志洋君) 議長。

議長(千明道太君) 村長。

村長(梅澤志洋君) 村長。

議案第52号 片品村国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、提案の説明 を申し上げます。

今回の改正は、令和3年度分の国民健康保険税について、新型コロナウイルス感染症の 影響により、収入が減少した世帯に対して行われる減免措置の期間を延長するものでござ います。

ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議長(千明道太君) 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(千明道太君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の討論の発言を許可します。

(発言する者なし)

議長(千明道太君) 次に、原案に賛成者の討論の発言を許可します。

(発言する者なし)

議長(千明道太君) これで討論を終わります。

これから、議案第52号 片品村国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを 採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。 (「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(千明道太君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第52号 片品村国民健康保険税条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

日程第9 同意第3号 片品村副村長の選任について

議長(千明道太君) 日程第9、同意第3号 片品村副村長の選任についてを議題とします。同意第3号については、本人が議場におりますので、金子賢司君の退場をお願いします。

(金子賢司君 退場)

議長(千明道太君) 本案について、提出者の説明を求めます。

村長梅澤志洋君。

(村長 梅澤志洋君 登壇)

村長(梅澤志洋君) 村長。

同意第3号 片品村副村長の選任について、説明を申し上げます。

令和3年12月31日で任期満了となる副村長に、引き続き金子賢司氏を選任したいというものであります。

議員の皆様もご存じのとおり、金子賢司氏は、公平公正を旨とし、目まぐるしい社会情勢の変化にも的確に対応できる判断力と責任感のある実行力を持ち合わせております。また、健全な財政を維持するために常に尽力していただいており、人格、識見ともに副村長にふさわしい人物像の持ち主であります。

これまでの経験も生かし、より一層片品村のために働いてくれるものと確信しておりますので、ご審議の上、ご同意くださいますようお願い申し上げます。

議長(千明道太君) 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(千明道太君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の討論の発言を許可します。

(発言する者なし)

議長(千明道太君) 次に、原案に賛成者の討論の発言を許可します。 (発言する者なし)

議長(千明道太君) これで討論を終わります。

これから、同意第3号 片品村副村長の選任についてを採決します。 お諮りします。

本案は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。 (「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(千明道太君) 異議なしと認めます。

したがって、同意第3号 片品村副村長の選任については、原案のとおり同意すること に決定しました。

金子賢司さん、入場願います。

(金子賢司君 入場)

日程第10 諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦について

議長(千明道太君) 日程第10、諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦についてを議題とします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

村長梅澤志洋君。

村長(梅澤志洋君) 議長。

議長(千明道太君) 村長。

村長(梅澤志洋君) 村長。

諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦について、提案の説明を申し上げます。

現委員千明ふさ子氏の任期が令和4年3月31日で任期満了となるため、引き続き千明 ふさ子氏を候補者として推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議 会の意見を求めるものでございます。

なお、推薦に当たりましては、75歳未満であること、人格識見等が推薦基準に適合しておりますので、ご審議の上、ご承認いただけますよう、お願い申し上げます。

議長(千明道太君) 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(千明道太君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の討論の発言を許可します。

(発言する者なし)

議長(千明道太君) 次に、原案に賛成者の討論の発言を許可します。

(発言する者なし)

議長(千明道太君) これで討論を終わります。

これから、諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦についてを採決します。 お諮りします。

本案は、原案のとおり答申することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(千明道太君) 異議なしと認めます。

したがって、諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦については、原案のとおり答申す ることに決定しました。

日程第11 議案第53号 令和3年度片品村一般会計補正予算(第6号)について

議長(千明道太君) 日程第11、議案第53号 令和3年度片品村一般会計補正予算 (第6号) についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

村長梅澤志洋君。

村長(梅澤志洋君) 議長。

議長(千明道太君) 村長。

村長(梅澤志洋君) 村長。

議案第53号 令和3年度片品村一般会計補正予算(第6号)について、提案の説明を 申し上げます。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億3,553万1,000円を追加し、

歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ39億5,496万1,000円にお願いするものでございます。

歳入の主なものにつきましては、地方交付税、国庫支出金等の増額と使用料及び手数料、 繰入金等の減額であります。

歳出の主なものにつきましては、総務費、民生費、商工費等の増額及び教育費等の減額 であります。

なお、詳細につきましては、担当課長に説明させますので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議長(千明道太君) 議案第53号の質疑以降については、後日の本会議において審議します。

議長(千明道太君) 以上で本日の日程は全部終了しました。 本日はこれで散会します。

午前10時48分 散会